

# 愛知県臨床検査標準化協議会運営規程

平成 16 年 4 月 1 日 施行  
平成 17 年 1 月 18 日 一部改正  
平成 18 年 1 月 17 日 一部改正  
平成 19 年 1 月 16 日 一部改正  
平成 22 年 7 月 9 日 一部改正  
平成 23 年 1 月 21 日 一部改正  
平成 25 年 7 月 5 日 一部改正  
令和 2 年 1 月 20 日 一部改正

(総則)

第 1 条 愛知県臨床検査標準化協議会の構成および運営は愛知県臨床検査標準化協議会運営要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この規定に定めるところによる。

(名称)

第 2 条 愛知県臨床検査標準化協議会（以下、協議会）、英語名を Aichi Committee for Clinical Laboratory Standardization ;AicCLS と称する。

(会員)

第 3 条 会員の加入は登録をもって行う。

- 2 正会員の登録は施設単位とし、施設名で登録し、代表者は施設長とする。
- 3 賛助会員の登録は法人または個人とする。
- 4 協議会への加入に当たって、会員は愛知県臨床検査技師会（以下、愛臨技）が主催する精度管理調査及び愛知県が愛知県医師会（以下、医師会）へ委託して行う精度管理調査の情報を協議会に提供することに同意するものとする。

第 4 条 会員の役割

- (1) 協議会へ参画し、協議会の定める事業に協力する。
- (2) 精度管理調査及び関連事業等に参加し、測定値、基準範囲の共有化などに取り組み、全県的（全国的）な標準化を進める。

第 5 条 会員は、退会を希望するときは、退会届を提出しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。
  - (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
  - (2) 正当な理由なく会費を一年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき

(役員)

第 6 条 会長、副会長は医師会、病院協会、愛臨技より選出する。

要綱で定めるその他協議会が必要とする者とは愛知医科大学病院、名古屋市立大学病院、名古屋大学医学部附属病院、藤田医科大学病院の 4 大学病院臨床検査担当部門（以下、4 大学病院）とする。

第 7 条 理事は各構成団体および4大学病院からのそれぞれ 2 名以内の推薦者とする。

2 監事は構成団体から推薦する 2 名とする。

(会議)

第 8 条 理事会の構成は、会長、副会長、理事、監事をもって構成する。

2 役割は要綱に定める他、下記の事項を行う。

- (1) 標準化宣言（憲章）の発布及び普及に関すること。
- (2) 会員の募集、加入推進に関すること。
- (3) 会員及び関連団体への啓発活動に関すること。
- (4) 標準化推進委員会が作成した企画の発布及び普及に関すること。
- (5) その他

第 9 条 推進委員会の構成は、構成団体及び4大学病院から選出された委員 14 名以上、20 名以内で構成し、委員長 1 名及び副委員長 2 名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員の任期は 1 年とし、再任されることができる。

第 10 条 推進委員会の運営は委員長が必要と認めたとき、随時開催するものとする。

2 議長は委員長がこれに当たる。

3 委員長に議長の職務が遂行できないときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がこれを代理する。

4 委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。

5 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。

6 やむをえない理由のため推進委員会に出席できない委員は、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において「委員の過半数の出席による開会」の規程の適用については、出席したものとみなす。

第 11 条 推進委員会の役割は要綱に定める他、下記の事項を行う。

- (1) 実務委員会への指導
- (2) 実務委員会が作成した企画、報告の承認
- (3) その他

第 12 条 実務委員会の構成は以下の愛臨技会員で構成し、委員長及び副委員長 2 名を置く。

- (1) 愛臨技推進委員
- (2) 医師会精度管理委員
- (3) 愛臨技副会長
- (4) 愛臨技研究班より選出された者
- (5) その他、実務委員会委員長が必要と認めた者

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員の任期は 1 年とし、再任されることができる。

第 13 条 実務委員会の運営は委員長が必要と認めたとき、随時開催するものとする。

2 議長は委員長がこれに当たる。

- 3 委員長に議長の職務が遂行できないときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がこれを代理する。
- 4 委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。
- 5 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。
- 6 やむをえない理由のため実務委員会に出席できない委員は、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において「委員の過半数の出席による開会」の規程の適用については、出席したものとみなす。

第 14 条 実務委員会の役割は要綱に定める他、下記の事項を行う。

- (1) 事業計画、収支予算に関すること
- (2) 事業報告、収支決算に関すること
- (3) 標準化マニュアルの作成に関すること
- (4) 臨床検査標準操作基準に関すること
- (5) 基準範囲に関すること
- (6) 正確度の検証に関すること  
愛臨技ならびに医師会精度管理調査の結果を基に検証する。
- (7) その他標準化推進に必要な事業に関すること

(会費)

第 15 条 協議会会員の年会費は 10,000 円とする。

(庶務)

第 16 条 庶務は愛臨技がこれを所掌する。

- 2 庶務は各会議に出席し、議事録等の文書作成および会計業務等の事務を行う。

(会計規定)

第 17 条 経費に関しては別に会計規程を定める。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、理事会でこれを定める。

- 2 この規程は、推進委員会の議決を得なければ変更することはできない。
- 3 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

# 退 会 届

令和 年 月 日

この度、当施設は、下記の理由により、愛知県臨床検査標準化協議会を退会致した  
く、運営規程第5条に基づき、退会届を提出致します。

愛知県臨床検査標準化協議会  
会長 殿

〔正会員、賛助会員〕（どちらか○で囲んで下さい）

会員番号：

施設名：

住所：

代表者名：

印

【退会理由】